

鹿児島における廃仏毀釈の思想的原動力

小水流 一樹

はじめに

明治維新期、華々しい薩摩藩の政治的活躍の一方で、鹿児島の中では徹底した廃仏毀釈が行われていた。慶応四（一八六八）年、明治新政府の太政官は、それまで当たり前であった神仏集合状態を解消するため、神社と寺院とを分離させる神仏判然令^①を出す。あくまでも分離のみを目指す法令であったが、鹿児島では仏教的要素をすべて排除することを目指し、藩内にあった寺院をすべて廃した。仏教的文化であったり、寺院にあった記録や古文書、仏像などの文化財であったりが暴力的に破壊されたこの出来事は、鹿児島の文化・歴史を考える上では無視し得ないものである。

鹿児島の廃仏毀釈の研究は、それ以前の寺院の記録が破壊されたことなどにより史料がほとんど残存しておらず、積極的に行われてはいない。概要は『鹿児島県史』^②内の記述が今もまだ代表的なものである。久保田收^③「薩摩における廃仏毀釈」は廃仏毀釈について、藩の動きや思想的要因を詳細にも簡潔にもまとめられたものであり、長らく廃仏毀釈の理解の基本となるものであった。これらでは薩南学派から続く薩摩藩の学問的伝統のなかで、江戸時代後半から国学が勃興、流行したことが思想的要因としてまとめられている。

一方、経済的な要因も主張されている。『鹿児島県史』によると島津

斉彬が寺院の梵鐘を鋳つぶして利用しようと考えていたことが指摘されている。また、芳即正は幕末に薩摩藩が行った鑄銭事業にて行った梵鐘つぶしといった経済政策が、寺院を廃することの前提になっていったとしている^④。国学思想だけでなく、薩摩藩の財政状況を改善するために廃仏毀釈は行われたという理解は現在では一般的になっている。

また、桃園恵真は一向宗禁制との関わりの中で近世の薩摩藩には寺請制度が存在せず、民衆と寺の関わりが他藩に比べて希薄だったことが、民衆達が寺の破壊を受け入れたことのひとつの要因ではないかとする^⑤。この桃園以降の研究では、民衆と廃仏毀釈の関係性が注目されるようになる。栗林文夫は種子島での明治以前に行われた寺院整理を例として挙げ、鹿児島の寺院整理が明治の神仏判然令以前に遡ることを強調し、廃仏毀釈は薩摩藩の経済的な面が要因だと改めて主張する。そして、廃仏毀釈に反対する人達の存在を掘り起こすことを研究課題とし、廃仏毀釈を逃れた仏像などの存在は民衆による藩の決定に対する抵抗だとしている^⑥。近年では名越護が鹿児島の廃仏毀釈についてまとめた『鹿児島藩の廃仏毀釈』^⑦が出版され、廃仏毀釈の概説書として一定の役割を果たすと思われる。この中では、各市町村郷土誌の記述や現地調査を基に、各地域に残る廃仏毀釈の実態と逃れた仏像（栗林のいう民衆の抵抗）を幅広く紹介している。

全国的な神仏判然令の研究に目を向けると、国学の研究分野の深化に

伴い、新政府の法令の起案や思想的イデオロギーは大国隆生を祖とする津和野藩の国学者であることが明らかにされている⁸⁾。また、実際の国学者の考えと、実際の神仏分離政策の実態がかけ離れ、結果的に国学者や神道家は不利益を被っていたことが指摘されている⁹⁾。鹿児島島の廃仏毀釈の先行研究や様々な記述に目を向けると、破壊された寺院や民衆といった「被害者」面が強調され、未だに廃仏毀釈の加害者としてしか国学者や神道家（神社）を捉えておらず、一面的な理解に留まると言えよう。

本稿は鹿児島島の廃仏毀釈に対し、主に国学者の視点から最検討すること新たな視点を見いだそうとするものである。第一章では廃仏毀釈以前の薩摩藩の国学者の思想、第二章では実際に廃仏毀釈を推進した者達らの思想について検討する。また、第三章ではこれまで注目されなかった神社への対応について着目する。これまで廃仏毀釈の加害者としていわば「絶対悪」とされていた国学と神社に注目することで廃仏毀釈の思想的原動力について新たな捉え方を提示することを目的とし、考察を行う。

第一章 廃仏毀釈以前の国学者

廃仏毀釈の要因を語る際、国学の独善的な排外主義が強調され、国学を学んでいたことが即ち排仏論者であると語られがちであった。そのため、近世後期に薩摩藩で国学者が現れたときから排仏論が広まっていたとされ、国学者としては薩摩藩国学の嚆矢である白尾国柱、藩主としては島津重豪の頃から始まるとされることが多い。

島津重豪は江戸時代後期の薩摩藩第九代藩主であり、藩校造士館の設

立や様々な文化的出版物の編纂を命じるなど文化事業を興した。重豪は平田国学の大成者である平田篤胤と度々面会し、「頭幽無敵道」の額を与えるなど親交があった。しかしながら、島津重豪の宗教思想について論じた栗林論文では、重豪は様々な学問に興味を持っており、平田国学も重豪にとつてはその多くの学問の中の一つでしかなく、ゆえに必ずしも重豪まで排仏思想があったと遡ることは出来ないのではないかと疑問が呈されている¹³⁾。この問題提起に基づいて「国学イコール排仏」というこれまでの考え方を見直し、そもそも薩摩藩でいつ排仏論が出てきたのかということの再検討が必要だといえる。

そこで、本章では当然の様に排仏論を持つているだろうとされていた国学者の思想について検討する。『鹿児島県史』には廃仏毀釈以前の薩摩藩の国学者として白尾国柱・山田清安・八田知紀が挙げられている¹⁴⁾。この三人の著作を通して廃仏毀釈以前の国学者の排仏意識の有無を確認し、薩摩藩における排仏論のはじまりをあらためて考えてみたい。

第一節 白尾国柱

白尾国柱は宝暦十二（一七六二）年八月五日に鹿児島城下岩崎にて本田休左衛門親昌の二子として生まれた。名は親白、親麿、通称は助之進。寛政二（一七九〇）年二十九歳の時に、槍術師範家である白尾国倫の養子となる。この時、名を国柱、通称を齋蔵に改める。鼓川（鼓泉）、もしくは瑞楓と号した。塙保己一・村田晴海等に学び、寛政十一（一七九九）年には江戸藩邸に召されて島津重豪による『成形図説』などの書籍編纂活動の一翼を担う。主な著作として『神代山陵考』『麿藩名勝考』などが知られ、薩摩藩の国学の祖と評価されている¹⁵⁾。

白尾の寺院や僧侶に関する言説を寛政七（一七九五）年に薩摩藩内の古跡・名勝の由来や伝承などについて様々な書物の引用や白尾の考証を交えてまとめた地誌である『甕藩名勝考』⁽¹⁶⁾から確認する。この中には寺院や神仏集合状態の神社に関する記述があり、白尾がそのような存在についてどのように考えていたのかを探ることが出来る。

寺院や僧侶に対する不信感がある例として冠嶽の項がある。日置郡串木野郷上名村（現在のいちき串木野市）の冠嶽は現在も秦の始皇帝から派遣された徐福の伝説が残る場所である。しかし、白尾はこの地には「熊野権現を祭る」という伝承が真であるとし、「此社僧寺を頂峯密院と云、僧の言に、冠峯ハ秦の徐福此に來り、王冠を留し故名くとハ、自事を奇にする者の虚誕なり」と、冠嶽山頂に寺院が造られ、徐福伝説が僧によって語られていることを批判している。薩摩藩内にある様々な天皇家に関わる神話や不思議な伝承を取り上げ、それについて考証する白尾にとって、僧侶が勝手に藩内にて大陸の伝説を語ることは「虚」なのである。

しかし、そのような考えは即ち寺院や仏教を排除することにはつながらない。神仏習合状態の神社に関する記述を見ていくと、例えば阿多郡田廬郷（現在の南さつま市金峰町尾下）の田夫施神社について説明する際、「社僧寺有、多門院大明密寺と云」⁽¹⁸⁾とあり、神社が寺院と化している事に対して特に否定的な記述を行っていない。また曾於郡郷田口村の高千穂神社（現在の霧島市霧島田口に鎮座する霧島神宮）の説明では「今見に、本宮内陣に神像奉安の神蔵六基あり、瓊々杵尊より神武天皇まで各一基つ、四ありて、某神の名帖を附く」⁽¹⁹⁾とあり、神像の存在を認めている。神像は仏像の影響を受けたものであり、本来、神社のご神体として

は鏡や石が置かれることが多い。そのため、神像は神仏習合の象徴であり、後述するように鹿児島島の廃仏毀釈はこの霧島神宮の神像を取り除くことから始まっている。しかしながら白尾はこの神像の存在を否定するどころか、神像などが並ぶ様子を「此内陣本藩第一の莊嚴といへり」と褒め称えており、廃仏毀釈の際に「神仏分離」の対象とされるものに対して白尾は全く排除しようという考え方がないことがうかがえる。

そもそも島津重豪による文教政策の中で白尾は侍医の曾槩、漢学者の向井友章、オランダ通詞の堀愛生らと共同で『成形図説』を編纂しており、排外的な排仏思想に凝り固まっていたらこうした政策実践が行えなかっただろう。ただし、だからといって国学者にあるような「漢意」排除思想がなかったわけではない。穎娃郡の枚聞神社（現在の指宿市開聞に鎮座）を中心として、薩摩半島南部には多くの天智天皇に関する伝承が残っている。開聞岳麓で牝鹿から生まれた大宮姫は、僧侶に育てられ、都で天智天皇の后になる。しかし、その出自が明らかになったことで薩摩に帰ることになり、大宮姫を忘れられなかった天智天皇が薩摩まで追いかけてきたという内容である。この伝承に因んで喜入や指宿の地名が付けられたとする⁽²⁰⁾。白尾はこの天智天皇伝説について、基本となるものはいわゆる「海幸山幸」神話であり、「天智天皇といふハ彦火々出見尊を訛り、大宮姫といふは豊玉姫を誤りしもの」であるとしている。それでは、なぜそういった誤った伝説が生まれたのかという点について、白尾は「天智天皇の御しわざ萬つに賢たて、漢ふりを好ませ玉ふから、舊き神代の国政を變改んとなし玉ひ、^{ナマシヒ}愁なる天か下の乱を引出し、天朝の王威も衰へぬるに至れりける」と、天智天皇が漢の政治形態を導入し、神代から続く政治のあり方を変えてしまったため、朝廷の権威が衰えて

しまったことが要因だと説明する。天智天皇が「皇国の意」を忘れ、「漢国ふり」になってしまった結果、壬申の乱など世の中が乱れてしまった。このため、当時の人達は天智天皇を疎ましく思い、天皇が崩御したことを「君子ハ下流に居」として九州に下っていったという「あらぬ悪名を負せ」、それが元々あった海幸山幸神話と混ざってしまったという考えである。ここには、神国日本が漢国の文化を受け入れることで衰退してしまったという「漢意」への忌避感が垣間見える。

白尾は古典を基とした薩摩の様々な伝承の地も厳密な考証を目指しており、やや強引な説も多いが、その論であったり、元々の伝承であったりを惑わすようなものだけを否定しているといえる。

第二節 山田清安

山田清安は薩摩藩士で、寛政二（一七九四）年に鹿児島清水馬場で生まれた。通称を一郎左衛門、号を秋園、作楽園としていた。当時京都で中心的であった桂園派にて和歌を香川景樹から学び、考証学を伴信友に学んだとされている。薩摩藩の役職としては、天保十二（一八四一年）年に御広敷御用人、弘化元（一八四四）年に京都藩邸の御留守居役、同四年に帰藩した後は物頭の役を務めている。その後、薩摩藩内で継嗣相続問題（嘉永朋党）が起った際、近藤・高崎らとともに斉彬を擁立しようとするも、藩当局にその計画が発覚したために嘉永二年十二月三日に切腹し、享年六十一歳で没した。⁽²³⁾

山田の著作は嘉永朋党事件や西南戦争などによってほとんど残っていないとされるが、伝えられる書名だけを見ても、「枚聞神社考」や「吉野宮瀧考」など、薩摩藩領内に関する様々な伝説を考証するものが多

かったと推察できる。⁽²³⁾

鹿児島県と宮崎県の県境に位置する霧島地域には、皇祖神であるアマテラスの孫であるニギノミコトが降臨したという天孫降臨神話が伝わっている。⁽²⁴⁾ この降臨した場所である高千穂について考証した『襲之高千穂二上峯考』⁽²⁵⁾ は、薩摩藩内の神話伝承に関することが記されている。また、霧島地域には天孫降臨神話以外にも性空上人伝説が伝えられている。性空上人とは平安時代中期の天台宗の僧侶であり、霧島の諸寺院を開基したことや不思議な伝説が寺院の縁起によって伝えられていた。⁽²⁶⁾ 山田はこの縁起に書かれる性空上人の伝説について「霧島神社の別當華林寺は、天曆年中に、僧性空力開基なるよし、寺記に見えたと、如何ならん、おほつかなし」とする。性空上人が天曆年中にすべての霧島の寺院を建立することには、「性空雲水の貧納、僅に四年間に、神窟及伽藍を新建する事、叶ふへきにあらず、是ハ天曆中に、神社再興有りしを、性空に誘カコツケテイヤリ註しとそ之元たりはいへる」と考証している。つまり、天曆年中に神社が再興したことを性空上人の伝説にして由緒を作っただけであると指摘しているのだ。その一つの証拠として「此寺記といふも、古きはみな焼失のよしにて、今傳ふるは、いつれも寛文年間来のものなれハ、いよ／＼古徴にはとりかたし」と、⁽²⁷⁾ 寺社縁起自体が寛文間に成立した新しいものであるために信頼ならないとしている。また、性空上人が起こしたとされる超人的な伝説に関しても「性空妄語」であり、「笑ふに堪たる事也」と一蹴している。

もう一例違う項目を確認する。記紀神話の中で、イザナギノミコトが禊ぎを行い、三貴神が誕生したという禊ぎ池について、山田は佐多（現在の鹿児島県南大隅町佐多）にあると考証している。しかし、その神話の

地としての伝承が残っていたのは末吉地域（現在の鹿児島県曾於市末吉）であり、白尾の『甕藩名勝考』でも取り上げられている。そのことに関して、山田は批判していく。

サテマタ日向國諸縣郡末吉郷ニ、此故事ヲ云傳ル所アリテ、吾國人ハ、全是ヲ信ス、其故如何トナレハ、憶大明神ヲ初、サル方ニ縁アル神達ヲ、祭ルノミナラス、地名ホウルサキマテ取集、名付ル多シ、故吾國書ニウトキカキリハ、祝部神主等ノ巧言ニマトハサレテ、皆是ヲ正趾トス、己モ一年遊覽ノ序、信偽ヲモ定マク思テ、此彼歴史覽セシニ、愚哉狡^{カウゲキ}妄僧ノシワサニシテ、其地名櫻谷岩猫等ノ類若干、イツレモ抱腹スルニ甚タル俗稱トモナリシ、

間違つた神話の地である末吉では、神話に係る神が祀られているだけでなく、地名までもが神話に関連されて名付けられている。しかし、山田がその地を実際に訪れると偽物だということがわかり、それらにつくられた神話の地名はすべて「抱腹スルニ甚タル俗稱」だとする。こういった偽の神話の霊地がつくられていくことは「妄僧ノシワサ」として、僧侶を神話の地という流言をつくる存在だと考えている。一方で「神主等ノ巧言」にだまされているとしてもしており、必ずしも僧侶だけを否定的に捉えているわけではない。白尾と同じく、様々な地の厳密な考証を指しており、あくまでもその考証を惑わすものであれば、僧侶であっても、神官であっても厳しく批判するという姿勢であり、仏教を排斥しようという考え自体は確認できない。

なお、山田には勤皇家として有名なエピソードがある。天保十一

（一八四二）年十一月十九日に光格天皇が崩御した際、喪に服す諒闇の期間中、京中では皆謹慎していたが、正月になると武家は平年通り松飾りを飾り、新年の祝言を交わしていた。これに対し、当時薩摩藩邸の御留守居役であった山田は憤慨し、他藩の御留守居役を説得して薩摩藩邸周辺では門松やしめ縄を廃し、年始のあいさつもなくして謹慎をあらわした。このことは武家伝奏徳大寺実堅に伝わり、叡聞に達して朝廷より褒辞を賜わり、「武家ハ薩州ヲ模範トスヘシト一時世ノ評判セシ事」になつたとされている。⁽²⁹⁾この出来事は山田の尊皇思想を示すものとして伝わっており、高崎正風がまとめた「松のみさお」⁽³⁰⁾のなかでは香川景樹・穂井田忠友・八田知紀などがその行為を称える歌が綴られている。その一方で、藩の先例を破って門松などを廃したために藩当局には喜ばれず、御留守居職を解かれて帰藩を命じられたともいわれている。⁽³¹⁾山田の勤皇家としての側面は、京の朝廷と薩摩藩との間で評価が異なっており、藩上層部には受け入れられないものであった。もし山田が尊皇論ととも排斥論を唱えていても、当時の藩上層部には影響し得なかつただろう。

第三節 八田知紀

八田知紀は寛政十一（一七九九）年九月十五日鹿児島西田村で生まれる。幼名は彦太郎、後に喜左衛門と称し桃岡と号した。山田清安と同じく香川景樹のもとで歌を学び、維新後には明治元（一八六八）年に新設された京都皇学所の御用掛を命じられ、翌年には学頭助、国学掛となる。明治五年には宮内省歌道御用掛を命じられて一年余り務めるも、翌年九月二日に病気のため没する。享年七十五歳。⁽³²⁾

山田清安と同様に、八田は嘉永朋党事件の際、斉彬を擁立したために

都城（現在の宮崎県都城市）へ謹慎処分となる。その際、霧島高千穂について『襲峯一覽』⁽³³⁾で考証している。嘉永五（一八五二）年に八田がまとめた『襲峯一覽』の中では、特に仏教や僧への批判は確認できない。霧島の高千穂峰の山頂には「天の逆鉾」という霊物があり、これが霧島を天孫降臨の地とする証拠とされてきたが、これを八田は真言宗のものと考証する。神話の霊地の証拠も、仏教のものであればきちんと示す。白尾と山田の考証姿勢と共通しているが、八田は神話伝承を惑わすような仏教の要素に関しても特に批判をすることはしない。

八田の経歴と思想についてまとめた宮本誉士は、幕末・明治期の日本または薩摩の対外関係の緊迫した状況での八田の思想に着目している。⁽³⁴⁾慶応元（一八六五）年、京都において外国船が近づいている事に対して八田は建言をしているが、そのなかで攘夷は不可能だと説き、「攘夷鎖国など申事は神国之御掟には有御座間敷、いはゆる八十繩かけて引よする事の如く、弥ますくく外国をして 皇化ニ趣かしめ給ふべき」と述べている。⁽³⁵⁾攘夷と鎖国は「徳川家より起こ」った方針であり、神国が行うことではない。むしろ日本が海外に開くことで、海外の国々を「皇化ニ趣か」し、「皇祖神之御掟通 御威光万国ニ相及候」のである。

また、慶応三年に記された著作である『大理論畧』⁽³⁷⁾でも、「鎖国攘夷ナト云事ハ皇国ノ御掟ニアラス、本ヨリ神ノ心ハイト広大ニシテ有ルカキリノ物ヲ入レ玉フナレハ、今ハイツレノ道ニテモ聚テ大成スルノ道」と鎖国・攘夷を否定し、神の心が広いので外国のことも受け入れることが大事だとし、「今ノ機会ニ乗シテ外国ノ識者ト道義ヲ談シ、内外本末ノ義ヲ明弁」するべきだとしている。

対外関係の切迫に伴い、皇国としてどのような政治を行っていけば良

いか、国学者である八田が意見を持つ。皇国が開かれれば神の道が外国にも広まっていく。これは、外国の教えを排除するのではなく、神国の中に取り込んでいこうという立場である。このような八田の思想は、強引ながらも皇国を中心とした万国公法の考え方なのであった。⁽³⁸⁾

第四節 排仏論の始まり

前節までに三人の代表的国学者の思想について検討してきた。三者とも尊皇思想であり、神社や神話に比べて寺院や仏教に関しての言及は少ない。しかし、それは国学を学んでいけば当然であるとしても、即ちすぐに仏教を排除するべきであるという主張までには至っていない。そもそもこの三人は国学者であるが、主に古典の考証や和歌に傾いており、神道を実践する者ではない。あくまでも国学を学んだ一藩士であり、「皇国」を考えているようでありながら、実際は高千穂や神代三山陵といった記紀神話にある神話の霊地が薩摩藩内にあることを比定することを重要課題とし、「皇国の中で薩摩藩をどのように位置づけるのか」ということに執着している。⁽³⁹⁾そのため、仏教や僧侶に対しては、あくまでも「妄説」などを語って薩摩藩内の神話の霊跡をわかりにくくしている存在として嫌っている「嫌仏」思想といえる段階に留まっており、排仏論までに至っていないと考えられる。もちろん検討した少ない著作だけでは判別が難しいところであるが、薩摩藩に国学者がいたからといって、排仏論が蔓延していたということまではいえないのである。

それでは排仏論が語られるようになったのはいつ頃と考えればいいのか。重豪は学問的な興味から国学に接するが、同時期の代表的国学者であり、重豪の命による諸学問書の編纂を行った白尾は排仏思想に到って

いなかった。その後の藩主である斉宣と斉興に関しても、その信仰に仏教や寺院が深く関係していることが指摘されている。⁽⁴⁰⁾ そもそも斉興と同時期の国学者である山田は、京都での尊皇論が藩当局に咎められており、斉興が藩主の時はまだ藩上層部に尊皇論の蔓延はまだなかったのだろう。

しかし、尊皇論に篤かった山田をはじめ、八田や葛城彦一といった国学者は新しい藩主として斉彬を擁立する。斉彬は特に西洋の学問に傾倒していたと語られがちであるが、国学にも関心と教養が深かった。例えば、それまで儒学のみを学問として扱っていた藩校造士館での、国学の講義を促している。また、斉彬は八田や、後述する平田国学の門人である後醍院真柱から和歌や国学を学んでいる。加えて水戸学が全国的にも広まり、水戸藩において寺院整理が行われたのもこの頃である。そういった影響もあつてか、斉彬は寺院の梵鐘を撤収して、武器の製造に宛てようという考え方を持つに到る。⁽⁴¹⁾ 斉彬の急死により実行に到らなかつたが、対外的関係の危機感により生まれた、寺院整理による軍費の捻出の考え方である。経済的要因と解されることが一般的であるが、戦を前提とした対外的・政治的な思想であるともいえる。そして、ここには寺院を廃すべしという排仏論が発露している。斉彬の思想形成過程や、周りを取り巻く国学者などのネットワークの検討など、斉彬がなぜ排仏論を有するにいたつたのかという多くの課題があるが、ひとまずは鹿兒島の廃仏毀釈はやはり「斉彬の意思より出づ」といって良いだろう。

第二章 廃仏毀釈の推進と思想

斉彬の急逝後、薩摩藩の実権を握ったのは、斉彬の異母兄弟であり、藩主島津忠義の実父である島津久光であった。久光は斉彬の意思を尊重するかたちで政治改革を行っていく。慶応元（一八六五）年には藩士の中から排仏論が建言され、家老であった桂久武、藩主忠義、久光の許可がおりたことで藩内の寺院の調査が行われることになる。ここからいよいよ鹿兒島の廃仏毀釈が実行されることになる。本章では廃仏毀釈を推進した人物達の思想についてみていく。

第一節 後醍院真柱

鹿兒島における廃仏毀釈の中心的な役割を果たしたとして、必ずその名前が挙げられる人物に後醍院真柱がいる。本節では薩摩藩内の中心的国学者であり、廃仏毀釈の推進者とされる後醍院真柱の思想について確認していく。

後醍院真柱は文化二（一八〇五）年、大河平隆棟の子として生まれた。父隆棟は白尾国柱とともに薩摩藩国学の嚆矢であったが、文化朋党事件に連座し病没した。その影響で真柱は藩職に就くことが出来なかつた。江戸で平田篤胤に学ぶ。歌を八田知紀に学び、斉彬の命により藩校造士館で訓導士となり国書を講じ、後に助教となる。維新後皇学所御用掛、教部省御用掛などを歴任し、明治十年に岡山吉備津神社宮司となる。明治十二年に七十五歳で没する。代表的な著作として、薩摩藩内の神代三山陵について考証した『神代三陵志』がある。⁽⁴²⁾

後醍院は慶応二（一八六六）年九月十七日に霧島神社（現在の霧島神社宮）に詣でて宝殿開扉の祝詞を捧げた。国学者が神仏分離を神前で誓つたものであり、鹿兒島の廃仏毀釈の始まりとよく解される。後醍院が自

ら作成したとされる祝詞の全文を載せる。

霧島の皇神の広前に畏みも申さく、吾皇御国はしも最も尊く殊なる故、由有て四方の蛮国、とりも神州と云て畏み敬ひ奉る御国にて、大御政事も厳く雄々しく直く清々しき神随なる道と本として治め知し看すへし、古の御法なるや、穢らはしき醜国の佛云者の邪の教渡り来しゆ、其教を学ふ妖僧等の妖言に世の人の心惑ひて、昔とり百千の寶を捨て八百萬の寺を造り、掛巻も畏き皇神達をさに穢き僧等に委ね齋祭らせ賜ふ風俗と成ぬるは、痛も慨く憤ろしき事なりしに、天津神国津の御計らいかも、此度吾殿の三の食国島の崎々に至るまでに由縁無き寺々を除去て、雄々しく清々しき神風を古の命を吹起賜はむとの太しき御学始りて、己等其取調方の寶殿の内を窺ひ奉り、且は神職等か神事仕奉る様とも見むか為、今日の生日の足日に神職等を招集へ詣て、御神楽仕奉り、畏くも寶殿の御戸を開て拝み奉るは、尊き御靈代の穢き拂等に交こらい賜はむ事を畏み思ひ奉るか故なれば、平けく安けく御免有と諾ひ聞食よと乞願奉る

詞別と申す此度の御拳は甚も重く容易からぬ事にし有れば、己等か勤しみを皇大神夜昼と無く守り幸へ助成賜はまく、此の弊代奉り広く厚き恩頼を仰乞祈奉るを宇万良に聞食と事阿也、また受成調はしめ賜はと橋口兼三、小森正位、後醍院真柱、松田通貫、貴島国彦、肥田木盛旭等、鹿子自物膝折伏鶴自物頸根突抜て畏み畏みも申す⁴⁸

我が国日本は「神州」であり、政治も「神随なる道」を基本として行

われていた。しかし、「穢らはしき」仏教という「邪の教」が日本に渡ってきたことにより、寺院が造られ、皇神達が「穢き僧」に祀られていることに憤りがあつたという。そのような考えがある中、薩摩藩主が藩内の由緒無き寺院をなくし、古の日本を復活させようとし、後醍院に寺院の取り調べを命じた。この度、神聖な霧島神社の宝殿を開けるのは、神聖な神が仏と交わることによって穢されていると考えるためであり、大変なことをしてしまっているが、神をお守りするためなのでどうかお許しく下さい、という内容である。ここに、後醍院の仏教へ忌避感と神仏集合状態への憤りが強く表現されているといえよう。しかし、「寺院を除去」という発想は、後醍院独自のものではなく、藩主から命令であり、あくまでも取り調べという名目で霧島神社に訪れている。霧島神社には、白尾国柱が『甕藩名勝考』で記したように、多くの神像が置かれていた。しかし、神道における御神体は鏡や石などが一般的であり、神像があるのは仏像の影響をうけた神仏習合の状況であつて、すなわち国学的には穢れた状況である。そのため、神仏を払いのけることが神仏分離のための行動とされ、後醍院らによって実行された。

『自凝舎後醍院真柱先生伝』の作者後醍院良望によると、真柱は「我神州を汚すもの宜しく之を廃すべしとは未だ弱冠の頃よりの抱負なり」と二十歳頃より神仏分離を行うべきであるという考えがあつたとする。真柱の排仏思想について良望は「佛教が日本に同化すれば神道の羽翼として其存在は可なり」として偏狭な思想ではなく、世界的見地からくる思想としている。先に指摘した八田知紀のような外国の教えを神道として取り込む思想であつたかもしれない。しかしながら、第一章で確認したような廃仏毀釈以前の国学者とは明らかに異なる排仏論を持っている

のはたしかであり、行動も伴っている。後醍醐院は、神代三山陵の考証を行う考証家の面も強いが、他の国学者と違い、神道を実践する神道家の側面も強い。また、復古神道によって排仏思想を生み出した平田国学に学んでおり、薩摩藩の平田国学者の中心的存在であった。実践的な神道を行うからこそ、神社にある仏教的要素を排除しようという思想になっていたであろう。

さて、後醍醐院は神仏分離が進められることになったことを喜び、霧島神社に左のような歌を捧げ奉っている。

掛巻もかしこき吾日本のすか／＼しき神代の手風を失ひて穢き外国のをしへに青人草どもまよひしより神の御稜威 おとろへにしを年の六十余年なけき思ひしを時なるかもよこたひいとも尊く厚き

殿の任事蒙り高千穂の

皇神の御前を拝み奉り吾願事の験あらはれぬるをよろこひかしこみ

捧奉る歌

高千穂の神の御稜威の四方八方にてり行御代を守りまさなむ

神国の本つ都と千木高く世を照しませ高千穂の神

千早振千穂の神風いや高いや高にいふきはらむ四方の狭霧を

穂に出る瑞穂の国を萬秋まもりたまはぬ高千穂の神

祈まつる我願事を皇神は聞しめさなむ御代は安くと

澄登る高千穂山の秋の月あふかさらめや四方の外国

目にこそは見えぬ神代のいにしへに立かへる世は神の御心

戎国のしこの髪長追拂ひ御代清めませ高千穂の神

磨なす玉のゆらゝに大御代をてらしたまはぬ高千穂の神⁴⁴⁾

後醍醐院は藩から神仏分離の命令が下されたことを「吾願事の験あらはれぬる」とし、その実行が万事うまくいくことを願っている。この和歌をみる限り、ここでの「高千穂の皇神」とは、皇国を守る存在であり、神仏分離によって清められる存在である。また、国学者の理想と同じで神代の世の中に戻ることを望み、一方で神仏分離を完遂させるという後醍醐院の願いを叶える存在でもあった。神仏分離は、神が望んだことなのか、神のために国学者が行うことなのか。その矛盾した思いのなかで、後醍醐院は廃仏毀釈に際して「高千穂の皇神」を精神的・思想的拠り所にしてきた。こうして、国学者自らによる排仏の主張と行動があらわれることになった。

第二節 敬神略説による廃仏毀釈の位置付け

後醍醐院が祭文を霧島神社に捧げた後、各地で寺院の調査が行われる。慶応四（一八六八）年三月十七日、神祇事務局より神仏判然令が出されて閏四月から寺院の廃合が行われ、明治二（一八六九）年には鳥津氏が神式へと変わり、十一月までに藩内のすべての寺院が廃寺となった。寺院整理が完遂した翌明治三年十月に『敬神略説』という本が知政所から刊行される。これは「今般仏法被廢神道御興隆之折柄二付、庶民神祇崇拜之理を明解し教化益々被行候ことの御趣意⁴⁵⁾」、つまり一般の民衆に対して神道の教説を教えるものであった。これは薩摩藩の国学者の関盛長がまとめたもので、内容としては神典国籍の概要が書かれている。この『敬神略説』の後半部分には、刊行の目的と廃仏毀釈について触れられている。

いにしへは上の御命令にて、祖神の祭り、且葬儀などの事も、大かた仏法風の事のみならば、時の御令をかしこみて、其ノ方に執り行ひ来つれども、今や皇政御復古、神武天皇御創業の始に、復せらるるとの勅命により、皇国風の神随なる道に、復させたまひ、殊に当御藩内には、天下の列侯に先つて、一速くさる混雑をも改め替給ひて、神国の純一なる、祭式等は勿論、葬儀等の事に到りても、上古の御手風に改め易られて、追々教令厳敷施させ給ひ、往年より、無用の寺院は、廃棄合院の命令を下し給ひて、御祖神をも、殊更に神と崇め祭らせ給へば、僧徒等も、次々に悔悟改宗して、初服に還り、今は自然に、廃寺のすがたとなり、行事ども、やがて大直日の神の御国幸ひまし坐にこそあらぬ、されば貴賤上下に依らず、御政令を畏み奉りて、外国風の蕉弊は、潔く払除きて、家々の祭事なども、速に改め易え事、則ち神と皇とは勿論、遠津祖神より、代々仕へ奉りて、海岳の御高恩を蒙りたる、吾殿への忠節、此ノ上の事やあるべき、されど卑賤凡下の輩などの、いまだ蕉弊に睡り悟がてなるもあらむかと、憐み給ひて、今般を論させ給はむが為、一冊を撰ひて奉るべく、仰事蒙り、神典国史はもとより、近世心眼を備へたる先哲の解説に基き彼此抄出し、撰び定めて奉るに⁽⁴⁶⁾なむ、

昔は上（幕府）からの命令によって祭や葬儀は仏式で行われていたが、明治維新の際、皇国風に戻るようになった。特に薩摩藩は、他藩に先んじて神仏分離を行い、祭礼を神式に変え、寺院整理を行った。しかし、まだまだ昔の名残で仏教の影響が残っている人が居るため、神典国史に

ついて解説する一冊を編んだとする。

ここに、関の廃仏毀釈の解釈をうかがい知ることができる。あくまでも藩としては「無用の寺院」に対して廃棄したり、他の寺院と合院するよう命令を出した。すると僧達は勝手に「悔悟改宗」し、自然と寺が無くなっていったという理解である。藩による徹底した破壊ではなく、あくまでも寺院の僧侶達の自主的な廃寺だという。また、皇国のなかで他藩に先んじて薩摩藩は廃仏毀釈を実行したからこそ、島津氏並びに島津の祖神は敬うべき存在であるとする。廃仏毀釈を行うこと自体が、薩摩藩を皇国の中に位置づけるものになっているのである。

『敬神説略』の刊行の一ヶ月後、その簡易版となる『神習草』が刊行され、藩内の戸毎に配布された。この中でも、仏教を排し、神の御得を論し、各家庭における神式の礼拝の仕方などが記されている。また、一般庶民を対象とした「城下町内において神道講義」が行われ、「敬神説略」の御趣意を奉及受一統聴聞」された。廃仏毀釈の後、民間に対して神道の普及が図られていくのである。

第三節 廃仏毀釈の実質的推進者

廃仏毀釈時の国学者の思想をみると、穢れなき神国に戻すという思想が原動力になっていた。この思想は、藩内の廃仏毀釈実行者に共有された考え方であったのか。

慶応元年、廃寺に関する建白が出された際の話に一旦戻る。廃仏毀釈政策が行われるようになったきっかけについて、斉彬に技師として仕え、明治以降は薩摩藩の歴史書を編纂した市来四郎という人物が回顧している。

慶応元年乙丑の春でござりました。私共友人達中壮年輩の所論に、斯ふ云ふ時勢に立至つて寺院又は僧侶と云ふ者は不用なものである。或は僧侶も夫々国の為め盡くさせなくてはならぬ時勢になった。先年水戸家にも寺院廃合の処分があつた。真に英断である。皆な人感賞する処である。此時に當つて断して廃すべき時であると云ふ盛んな論になりました。其人々の只今生存の者は黒田清綱、橋口兼三、千田貞暁、夫れから私杯も相談致しまして、表面に立て建言者となりました。私も其の一人でござりました。家老の桂右衛門と云ふ者に対して、時勢切迫の状況、或は僧侶の壮年の者は只に口弁を以て坐食して居る。此の時勢濟まないことであるから、若いものは兵役に使ひ、老たる者は郡村学問教員とし、各其分を盡さしめ、或は寺院に与へてある禄高は軍用に充て、佛具は武器に充て、地所の如きは貧乏なる士族も居りますから、夫れ等の宅地耕地に与ふるなどの論でござりました。⁽⁴⁷⁾

これによると、廃寺論を言い出した者は市来の「友人達中壮年輩」といつた薩摩藩の藩士達であり、国学者ではないようだ。水戸藩が行つた寺院整理を例に挙げているが、これは幕末の動乱期における兵力・軍事力強化のために若い僧侶や寺院の禄高を利用しようという考えであり、国学者が主張するような神国日本の仏教的穢れを云々といつた考えではない。藩の抱える経済的課題の対策というよりも、政治的・軍事的要請からくる提案であつたことがうかがえる。この市来らによる建言を受けた家老の桂久武も「同論でもあり、大に賛成し」、直ちに藩主島津忠義、

国父久光に意見が通り、桂を中心として寺院の取り調べと処分を行う命令が出された。なお、この際久光は「拙者も積年の考であつた。我国は皇道であるから佛法の力を借りるに及ばぬ」と話したとされる。久光は国学や有職学などの学問に明るく、「皇道」という国学者と同様の考え方により廃寺論を認めている。

廃仏毀釈の命令が藩から出された際、各地域の役人達が廃寺を執行していった。名越の『鹿兒島藩の廃仏毀釈』にて各地域の廃仏毀釈の事例が取り上げられ、その実行に関わつた役人の様子や、地域の神官が廃寺の一助を担っていたこと様子が紹介されている。名越は、特に常備隊員による一乗院の廃寺に注目している。一乗院は坊津（現在の南さつま市坊津）にあつた真言宗の寺院である。平安時代に創建された伝承を持ち、島津氏とも関係深く、藩の寺格としては上から六番目にあたる大寺院であつた。天皇とのゆかりも深かつた一乗院は廃寺を免れるのではないかと考えられていたが、常備隊が一乗院の廃寺の決定と処置を押し進めていったとされる。⁽⁴⁸⁾常備隊は、明治二年に英国式編成でつくられた薩摩藩独自の軍隊組織であり、従来の郷役人が廃された後にその職務を継承し、各郷の軍事と民政を担当したものである。⁽⁴⁹⁾単に尊皇思想に立脚した排仏思想であれば、天皇ゆかりの寺院を廃することにはためらいが生じそうであるが、常備隊としては廃寺を行うことによつて自分達が使用する軍事情が確保できるため、一乗院をも徹底して破壊した。名越はこの常備隊を廃仏毀釈の「最後の実行者」であるとしている。

廃仏毀釈を推進・実行する薩摩藩の役人は、徹底して軍事のために立案し、実行した。廃仏毀釈の思想的要素を考える際、こういった役人層の思想をさらに掘り起こす必要があるだろう。

第三章 廃仏毀釈と神社

廃仏毀釈というと、仏像や寺院が破壊された寺院整理のみが目され、神社はいわば寺院というライバルを蹴落として繁栄していった加害者とみられやすい。しかし、近世以前は、神社も寺院も神仏習合した状態が自然な姿であった。そのような状況の中で神仏分離が起これば神社もそれまでとは同じではいられず、変革を求められる。また、それまで存在していた寺院という宗教施設を破壊した場合、それに代わる別な宗教施設を宛がわなければ、各地域における思想的秩序を維持することも難しくなる。本章では廃仏毀釈の際に神社がどのように扱われたのか、どのように変化したのかを簡単に概観する。

第一節 島津氏に関わる神社創建

鹿児島における廃仏毀釈では、島津氏の菩提寺すらもその対象であり、徹底して行われたことが特異的である。島津家をはじめ藩全体の葬式や祭事を神式に統一しようとする流れのなかで、菩提寺に代わり歴代藩主の霊を祀る神社が創建されていく。明治二年十一月二十九日には南泉院跡（現在の照国神社）に「御家代々之御惣社」として島津家歴代の霊を祀った鶴嶺神社が創建される⁵⁰。十二月には島津家初代当主の島津忠久の菩提寺である浄光明寺跡を龍尾神社、島津中興の祖の忠良の菩提寺である日新寺を竹田神社、義弘の菩提寺である妙円寺跡を徳重神社、初代藩主である家久の菩提寺であり近世島津氏の菩提寺でもあった福昌寺跡に

長谷神社が創建された⁵¹。また、歴代藩主の戒名もすべて神名に変更されていた。仏式から神式に変化したというだけでなく、菩提寺で祖先を弔う祖先崇拝の立場から、祖先神として祀るという祖先への信仰の仕方自体が変化していることがうかがえる。しかし、ただ単に祖先神という位置づけであったのか。

一、皇軍神社 「祭神十座」

武甕槌神・経津主神・楠正成郷⁵²・忠久公⁵³・中良公⁵⁴・貴久公・義久公・義弘公・斉興公・斉彬公

右者此節御軍神社御改造被為在候付、右之通社号被相定、皇国武道の祖神以下十座御祭祀被仰付候条軍務局江申渡可承向にも可申渡候

明治三年十一月

知政所⁵⁵

右の史料は知政所が「御軍神社」を「皇軍神社」へと改めたものを示すものであるが、その際、祭神として新たに十座を祀っている。この十座には、記紀神話上の武神である武甕槌神と経津主神、水戸学にて天皇の忠臣として顕彰されるようになった楠木正成のほか、島津忠久から斉彬までの七の島津氏祖先が並べられている。島津氏祖先は、祖先神としてだけでなく、記紀神話の神と並べられるような軍神、特に「皇国武道の祖神」として皇国を守る神として位置づけられていくのである。

第二節 『高山名勝志』からみる神社の改称

廃仏毀釈の際に神社がどのように変化したのかわかる史料は管見の限

りほとんどない。そのような中、『高山名勝志』のなかでわずかにもと
もとあった神社の変化をうかがうことができる。『高山名勝志』は文政
七（一八二四）年に藩庁記録所における名勝志編集の際、伊東佳太郎以
下九名が四月二十七日から七月二十三日に大隅半島の肝属郡高山（現在
の肝付町高山地域）の名所旧跡などをまとめたものである⁽⁵³⁾。上下二巻で
あるが、上巻に高山地域の神社についてまとめた項がある。神社の名前
と祭神、由緒などが書かれているが、朱書きで神社の改称と祭日の書き
換えが行われている。それをまとめたものが表1である⁽⁵⁴⁾。表番号1に
「御社号奉唱候様明治四年辛未五月晦日被仰渡候」とあることから、藩
の役人によって廃仏毀釈以降に改称を余儀なくされた神社があったこと
がわかる。

高山地域にあった一一〇社の神社（同域内の末社は除く）の中で、改称
があった朱書きされている神社は十六社である。どのような神社が改称
されているのかを確認するが、際だって傾向があるわけではない。しか
し、基本的には「大明神」や「権現」といった神仏習合状態を示す神社
名が改称されており、社号に仏語を用いないという太政官が出した神仏
判然令の意図に沿っているように見受けられる。ただ、由緒や棟札に仏
の名等が見える神仏集合状態であれば改称される数も多いが、表番号
6・43・77など改称されていない神社もいくつか確認できる。また、改
称は祭神がしっかりと定められている所が多いことから、神仏集合状態
にあるその地域において格が高い神社が改称の対象であると考えられる。
神仏集合状態であっても、小さい神社は特に大きな変革は求められな
かったのだろうか⁽⁵⁵⁾。

また、祭日に関しても細かく日にちが変更されている。神社の名前だ

けでなく、その祭式など運営にまで指導があった可能性がある。

加えて、改称の後の神社名は「豊受」「大巳貴」「天穗津来目命」「磐
長姫」「大山積」といった記紀神話の神名にからめた名前や、「伊勢」「住
吉」「熊野」など、有名なものになることがわかる。

また、表番号41と103の神社は明治五年「都城縣管轄ノ時」に都城県か
らの命令で改称が行われている。廃藩置県によって薩摩藩は鹿児島と
都城県に分かれるが、廃仏毀釈はある程度の継続性をもっていたと考え
られる。そもそも都城県の参事は桂久武である。桂は前述の通り薩摩藩
の廃仏毀釈を受け入れた家老であり、中心的に政策を行ってきた役人で
ある。こういった役人層の尊皇・排仏思想がどのように形成されていっ
たのが今後の研究の課題であろう。

第三節 新たな神社創建

最後に廃仏毀釈後に新たに再建された神社を確認する。皇紀二六〇〇
年間近である昭和十四年に鹿児島県にあった二五八社の神社の中で、
アマテラスオオミカミ・ニニギノミコト・ヒコホデミノミコト・ウガ
ヤフキアエズノミコト・神武天皇を祭神とする神社を撰んで紹介する
『鹿児島県神社一覽』⁽⁵⁶⁾の中で、明治初期に新たに創建された由緒の記述
があるのは十四社の高千穂神社のみである。

この高千穂神社は、ニニギノミコトを祭神とし、明治二年六月十九日
に名瀬・大和・宇検・西方・実久・古仁屋・住用・亀津・天城・伊仙・
和泊、翌明治三年に早町・喜界・与論という奄美地域に同時に創建され
ている。これは「村民安寧幸福祈願のため」に「郡の中心神社」や「全
島の氏神」⁽⁵⁹⁾として「霧島神宮より分霊」⁽⁶⁰⁾されたものであった。後醍醐真

柱が廃仏毀釈の精神的拠り所とした「高千穂の皇神」であり、記紀神話にある鹿兒島ゆかり（だと薩摩藩の国学者が考える）の皇祖神を祭る高千穂神社を奄美の各地域の中心に置くことは、天皇を中心とした国家の中に奄美地域を思想的に再統治していく一環と考えられる。

また、この奄美の高千穂神社は他の役割も担っていた。奄美大島に役人として薩摩藩から送られた代官の記録に次のような記述がある。

一 高千穂御神社被召立、名瀬方ハ巳六月十九日御鎮座社守寄□八人
被仰付、間切横目格幸讓祭文修行上国、社司卜被仰付午年三月下島、
拂道被廢候タメ同人事廻島イタシ候、觀音寺巳十二月廢寺、法山和
尚午夏大中様御位牌御供上国イタシ候、御神社島中へモ午夏御建立
相成候^④

奄美大島の名瀬に高千穂神社が創建された際、間切・横目格が修行のために鹿兒島本土に行き、高千穂神社の社司として任命されて島へと戻った。その社司達は寺院整理を行うために島中を廻ったとある。また、宇検村宇検の役人であった与人の家である礎家の「先祖御卒去日記録」にも同様の記述がみえる。

明治三庚午年、御在番伊東仙太夫代、佛法被廢止位牌等焼捨之命令
ニテ、名瀬方高千穂神社社司幸賢成ル者、全島巡回致シ、庶人祖先
位牌モ与人役者エ被招集同下ノ浜ニ於テ焼没シ、拂陀モ火煙ト成リ
隣成ル事モ諸人愁傷焼眉ノ心地絶言語ニ候、是ヨリ神道之祭礼ト成
ル、然モ旧弊口兼神拂混雜之祭礼多シ、後年為見合之ヲ書紀ス者也^⑤、

やはり名瀬の高千穂神社社司である「幸賢」という人物が島中を廻って祖先の位牌や仏像などを焼き捨てていき、廃仏毀釈を進めていった姿が記録されている。高千穂神社は、精神的拠り所だけでなく、奄美地域での廃仏毀釈の積極的な働きかけを行ったのである。また、奄美地域の廃仏毀釈は、もちろん藩の徹底した指導の下であるが、藩当局の役人だけでなく島の人間の協力なしでは完遂することはできなかった。

おわりに

本稿では主に国学者の思想を再検討するかたちで廃仏毀釈をとりまく思想を確認してきた。薩摩藩の排仏論は早い時期からあったのではなく、幕末における対外関係の逼迫により出現した。そして廃仏毀釈が行われる際、国学者と藩の役人とは思想的原動力が異なっていた。それぞれ「軍事の拡大」のためと「皇国の神」のためという原動力である。

対外情勢の変化により、政治的・軍事的課題が出現する。その際に、島津斉彬や役人達が注目したのが、寺院にある梵鐘などの経済的利用であった。また、軍事的緊張が高まる慶応元年には、僧侶を兵として用い、寺院の寺禄も藩の収入として利用することで軍事力を向上させることが出来るといふ考え方から寺院調査が始まる。実行を行ったのも、自らの収益が見込まれる軍事組織の常備隊であった。これらは、もともと藩を護るための軍事強化のねらいであったが、それまで単なる祖先の存在であった歴代の島津氏は、記紀神話の神と並ぶ軍神として、藩のみならず

皇国を護る存在まで昇華されていく。

一方で国学者は、軍事的理由によって生じた排仏論に呼応し、仏教によって穢された「皇国のため」という大義名分を付与していく。単に薩摩藩にて尊王論が隆盛していたから廃仏毀釈が徹底されたという説明であれば、全国的にも徹底された地域がより存在しているもおかしくない。薩摩藩の代表的国学者である白尾国柱・山田清安・八田知紀には、尊王論はあれど、排仏論思想はなかった。その一方で、この三人を中心とした薩摩藩の国学者は、神話の霊跡である高千穂が薩摩藩内にあることを考証し、皇国に薩摩藩を高く位置づけようとしていた。霧島に祀られている「高千穂の皇神」は皇祖神であり、藩の重要な祖神でもあった。この高千穂の存在を意識していたからこそ後醍醐院真柱という実践的な神道家の側面も持つ国学者は、高千穂の神を護り、皇国を護り、皇国の中で重要な位置にある薩摩藩の寺院という穢れを払おうという思想に到る。その結果、皇国のため、藩のためという大義名分のもと、高千穂の神を利用して廃仏毀釈が実行されていく。しかし、廃仏毀釈が完遂されてしまうと、高千穂が存在するからという考えは薄れ、廃仏毀釈を行った薩摩藩だからこそ皇国の中で高く位置づけられるという論理へと変わっていく。藩を高めるために利用された高千穂は、廃仏毀釈の強力な思想的要因であったにもかかわらず、その位置が廃仏毀釈に取って代わられてしまった。

この「軍事の拡大」と「皇国の神」のためという考え方は、どちらも藩を護るため、皇国を護るためという二重の「お国のため」になっている。広く皇国を意識し、藩のために動くことが出来る。こういった思想が明治維新期の薩摩藩士の原動力であり、明治維新という国家の変革に

も大きな影響を及ぼすことが出来たのだろう。

注

(1) 一般的に「神仏分離令」と称されるが、当時の法令では「神仏判然令」であったことからこれに統一する。なお、本稿では神社や寺院の神仏集合状態を解消することを「神仏分離」、寺院を廃することを「廃寺」、幕末から明治初期にかけて神仏分離と廃寺を含めた薩摩藩の諸政策を「廃仏毀釈」と呼ぶことにする。

(2) 第三卷、一九四一年。

(3) 『史学雑誌』(一九四一年)

(4) 芳即正「市来四郎日記にみる鹿児島藩廃仏毀釈前史」(鹿児島歴史研究会編『鹿児島歴史研究 第三号』一九九八年)

(5) 桃園恵真『薩藩真宗禁制史の研究』(吉川弘文館、一九八三年)

(6) 栗林文夫「鹿児島島の廃仏毀釈」(『黎明館企画特別展 祈りのかたち——中南九州の仏と神——鹿児島県歴史資料センター黎明館、二〇〇六年)。なお、収録図録の特別展示「祈りのかたち」がこういった廃仏毀釈によってそれまで顧みられていなかった鹿児島島の仏教文化を取り扱ったものであり、栗林の問題意識がうかがえる。また、二〇一六年度の黎明館特別企画展「八幡神の遺宝」では県内各地の八幡神社に残る神像を悉皆調査し、展示された。廃仏毀釈によって神社の神像も壊されて存在しないと思われる中で、地域の神社に今もなお神像が残っていたことを示したことにより、未だ地域に多くの廃仏毀釈を逃れた痕跡が多く残っていることを示した。

- (7) 南方新社、二〇一一年。
- (8) 阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）など。
- (9) ジョン・ブーリン『儀礼と権力 天皇の明治維新』（平凡社、二〇一二年）。
- (10) 排仏論に関しては、国学だけでなく儒学でも多く語られるところであった。そもそも儒学の系統である水戸学こそが排仏論を推し進め、水戸藩にて真っ先に寺院整理が行われた。南九州では薩南学派が中世から近世初期に存在し、儒学が興隆していたため、これが廃仏毀釈の下地になったという捉え方も前出の先行研究では指摘されている。
- (11) 平田家の日記である「気吹舎日記」（国立歴史民俗博物館蔵）天保二（一八三一）年正月十九日と二月二日に江戸薩摩藩邸にて面会した記述がある。
- (12) 『鹿兒島県史 第三巻』
- (13) 栗林文夫「島津重豪の信仰と宗教政策」（鈴木彰・林匡編『島津重豪と薩摩の学問・文化 近世後期博物館大名の視野と実践』勉誠出版、二〇一五年）。
- (14) 『鹿兒島県史 第二巻』（鹿兒島県、一九四〇年）
- (15) 白尾国柱の概略に関しては大川茂雄・南茂樹編『国学者伝記集成』（大日本図書、一九〇四年）（今回は東出版、一九九七年の復刻版を使用）、鹿兒島史談会編『神代三山陵』（鹿兒島史談会、一九三五年）一二二頁の著者略伝、白尾国柱項などを参照した。
- (16) 本稿では鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 甕藩名勝考』（鹿兒島県、一九八二年）を使用した。以下、注では『甕藩名勝考』とし、刊行本の該当頁を示す。
- (17) 『甕藩名勝考』三十頁、冠峯項。
- (18) 『甕藩名勝考』五十六頁、田夫施神社項。
- (19) 『甕藩名勝考』一〇七頁、高千穂神社項。
- (20) こういった天智天皇伝承に関しては『甕藩名勝考』はじめ各種地誌であったり、『開聞町郷土誌』など各郷土誌にもまとめられている。
- (21) 『甕藩名勝考』九十頁、枚聞神社項。
- (22) 山田清安の略歴については、『国学者伝記集成』を参照してまとめた。
- (23) 山田の著作について、切腹した際に多くの蔵書とともに著作も藩に没収されたり、西南戦争時に焼けたりしたとされるために残っているものは少なく、研究されることもなかった。『国学者伝記集成』によると、山田の著作として「徳之島紀行」「薬品考」「御即位式考」「阿知末佐考」「薩隅日考」「高千穂考」「高野山紀行」が挙げられている。
- (24) 拙稿「天孫降臨と霧島」（九州山岳霊場遺跡研究会・九州歴史資料館編『霧島連山の山岳霊場遺跡 資料集』九州山岳霊場遺跡研究会、二〇一五年）
- (25) 静嘉堂文庫所蔵。乾巻と坤巻の二書に分かれている。
- (26) 窪田仲市郎『霧島神宮』（春苑堂書店、一九九五年）三九〜四〇頁を参照。
- (27) ここまでの山田による神社縁起と性空上人に関する否定は『龔之高千穂 二上峰考』乾巻を参照とする。
- (28) 高崎正風「山田一郎左衛門清安高崎五郎右衛門温恭順両君の事歴二十一節」（『史談会速記録』第一七六輯、一九〇七年）を参照。
- (29) 光格天皇の諒闇については、高崎正風「山田一郎左衛門清安高崎五郎右衛門温恭順両君の事歴二十一節」と加藤雄吉編『作楽園遺稿』（嘉定社、一九一二年）内の「松のみさを」を参照した。
- (30) 加藤雄吉編『作楽園遺稿』に所収されている。また、鈴鹿文庫における『山田清安事蹟』も同じ内容である。
- (31) 『鹿兒島県史 第二巻』九四二頁を参照。

(32) 以上の八田の概略は『国学者伝記集成』を参照した。

(33) 鹿児島県立図書館所蔵の写しを使用した。

(34) 拙稿「天孫降臨と霧島」を参照。

(35) 宮本誉士「桂園派歌人八田知紀の生涯と略歴」(『御歌所と国学者』弘文堂、二〇一〇年)

(36) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料 四』(鹿児島県、一九九五年) 所収史料「京都ニ於ケル八田知紀ノ建言 外国船撰海来港応接ノ件ニ付」参照。

(37) 鹿児島大学図書館所蔵の玉里文庫の写しを使用した。八田が「外国ニワタル人」から、もし外国で「皇国ノ道」を尋ねられたときはどう答えれば良いのかを聞かれて、それに対する答えを書いた書である。

(38) 三ツ松誠「万国公法」と「皇国」の「公法」(井上泰至編『近世日本の歴史叙述と対外意識』勉誠出版、二〇一六年)

(39) 薩摩藩における高千穂の考証の重要性やその詳しい過程などは近日中に稿を改めて論じたい。また、神代三山陵の考証については小林敏男「薩摩藩の神代三陵研究者と神代三陵をめぐる歴史的背景について」(『鹿児島短期大学研究紀要』第四七号、一九九一年)が詳しい。

(40) 鈴木彰「島津斉宣と斉興、その藩主としての祈り―(重豪の時代)の再定位に向けて」(『黎明館開館三〇周年記念企画特別企画展 島津重豪―薩摩を変えた博物大名― 鹿児島県歴史資料センター黎明館、二〇一三年)にて、斉宣は藩主・為政者としての姿勢にかかわる重要な行為として、和歌を藩内の神社仏閣に奉納していたという点が指摘されている。また、同論文と栗林文夫「島津斉興の密教受法について―玉里島津家史料の「御仏間道具」について」(『黎明館企画特別展 甦る島津家の遺宝―かごしまの美とこころ』鹿

児島県歴史資料センター黎明館、二〇一一年)では斉興が真言密教の修法実践を行っていたことが指摘されている。

(41) 『鹿児島県史 第三卷』

(42) 後醍醐院真柱の概要については後醍醐院良望『自凝舎後醍醐院真柱先生伝』(一九二九年)、『国学者伝記集成』を参照した。

(43) 後醍醐院良望『自凝舎後醍醐院真柱先生伝』九十九〜一〇〇頁。文献上では変体仮名はすべて漢字で表記されていたが、筆者がひらがなに変換して引用した。

(44) 『自凝舎後醍醐院真柱先生伝』一〇一頁。

(45) 「義岡氏藩達留」(鹿児島県立図書館所蔵) 参照。なお、本稿では松田道康編『明治維新薩摩藩領内の神仏分離史料取要 第一集』(一九六六年)の翻刻を利用した。

(46) 『敬神説略』(鹿児島県立図書館所蔵) を参照。

(47) 市来四郎談「薩摩にて寺院を廃し神社を合祭せし事実附六節」(『史談会速記録』第十三輯)、ここでは原書房が一九七一年に出版したものを参照した。

(48) 坊津町郷土誌編纂委員会編『坊津町郷土誌下巻』(坊津町、一九七二年)

(49) 『鹿児島県史 第三卷』

(50) 「義岡氏藩達留」参照。

(51) 「義岡氏藩達留」参照。

(52) 「義岡氏藩達留」参照。

(53) 高山郷土誌編さん委員会『高山郷土誌』(高山町、一九六六年) 参照。なお、この『高山名勝志』は記録所に差し出したものの控えである。その後、所役所(町役場のことか)に保管されていた。現在は肝付町郷土資料館に所蔵されている。

(54) 朱書きは肝付町郷土資料館所蔵の原本に見える。なお今回は鹿児島県立図書館所蔵の写しを使用した。

(55) もしくは、朱書きがない神社は明治に入った時点でほとんど神社として機能もしくは存在していなかったということも考えられる。

(56) 鹿児島県編、一九三九年。

(57) 『鹿児島県神社一覽』早町の高千穂神社由緒。

(58) 同右、名瀬の高千穂神社由緒。

(59) 同右、和泊の高千穂神社由緒。

(60) 同右、伊仙の高千穂神社由緒。

(61) 「大島代官記」明治午三年の項。ここでは松下史郎編『奄美史料集成』（南方新社、二〇〇六年）所収のものを参照した。

(62) 「礎家系図」内の「礎家位牌写し」。ここでは亀井勝信編『奄美大島諸家系譜集』（国書刊行会、一九八〇年）所収のものを参照した。

(こしづる かずき 本館展示解説員)

表1 『高山名勝志』に見える神社と朱書き

番号	神社名	改称された神社名	祭神・御神体	変更があった祭日	備考	場所
1	四十九所大明神	豊受神社	正躰神秘 往古ヨリ直ニ敬拜仕事ヲ禁申候ニ付何像之誤相知不申候	・右二月十一日祈年祭十一月十一日新嘗祭九月十六日御神事以未右之日ニ相勤候様明治四年辛未八月九日神社取調掛山之内甚五郎取次ヲ以被仰付候	・右之通御社号奉唱候様明治四年辛未五月晦日被仰渡候(神仏混淆状態)	麓城内宗廟
2	新正八幡宮	八幡神社	正躰神秘	・明治四年辛未八月九日両度祭日左之通(三月十五日 行幸有祈年)被仰付候 ・八月十五日正祭 明治七年甲戌六月四日、二月祭ヲ除キテ八月ヲ置 ・十月廿五日 明治七年甲戌六月四日昔之通ニ改定(廿五日が一度十五日に変更有)	(神仏混淆状態)	麓城山脇幸口
3	五所大明神		鏡			麓城内
4	熊野三所権現		鏡			麓城内
5	山之神		祭神 大山祇命			麓城内
6	愛宕大権現		神秘		(神仏混淆状態)	麓城内
7	天神		神躰 木像			麓城内
8	諏訪両大明神	大己貴神社	神躰 四鏡	・祭日十月十五日 明治五年壬申七月合祀被仰渡候節神号及祭日改定相成		新留村ノ内本城
9	天満天神		神躰 木像三躰			新留村ノ内神ノ市
10	熊野三所権現		神躰 鏡二面			新留村平野
11	山之神					新留村平野
12	甕之御前		石躰			新留村木佐貫
13	城之神	天穂津大来目命神社	天穂津大来目命			新留村本城
14	水神		石小倉			新留村迫
15	年之神	大年神社	石躰 祭神 大年神御年神若年神三座			新留村本村門
16	水神		石小倉			新留村井手上
17	妙現大明神		神躰 鏡一面			新留村今坂
18	水神		石小倉			新留村内藪
19	水神		石小倉			新留村池ノ藪
20	八坂神社		神躰 鉾一本 祭神 速須佐之男命			新留村池ノ藪
21	白山権現		神躰 木像三躰			新留村池ノ藪
22	水神		石小倉			野町
23	森		榎一本神木ト申傳町中敬拜仕来申候			野町
24	狗留孫権現	磐長姫神社	石躰			新留村ノ内黒孫嶽
25	宇内五社大明神		石躰 祭神 稚産霊神			野崎村ノ内
26	天道両大神宮	伊勢神社	正躰神秘 祭神 天照大御神 月夜見命	・祭日 二月十七日(十月初卯日) 祭日右之通明治四年辛未八月九日被仰付候		野崎村ノ内
27	森大明神		神躰 無 祭日幣帛勸請仕来申候			野崎村ノ内津曲
28	三所権現		神躰 鉾三本 祭神 火々出命			野崎村竹島田
29	天神		神躰 無之候			野崎村前原門

番号	神社名	改称された神社名	祭神・御神体	変更があった祭日	備考	場所
30	年之神		石躰			野崎村和田
31	山之神		石小倉			野崎村和田
32	年之神		神躰 鏡一面			野崎村川路
33	権現		神躰 鏡一面			野崎村花牟礼
34	水神		石小倉			野崎村久留主
35	伽藍		石躰			野崎村上原門
36	山之神		石小倉 鉾一本			野崎村重田門
37	天神		神躰 無之候			野崎村ノ内津曲
38	荒神		石躰			野崎村塚崎
39	大塚大明神		社壇丸石壇 其上三重之台石三俣鉾一本			
40	六所権現		神躰 無之候			波見村今礼山
41	三所権現	住吉神社	神躰 鉾		・明治五年壬申十月十四日住吉神社ト改称被仰渡候都城縣管轄ノ時也	波見村坂元
42	諏訪大明神		石躰			波見村牟礼山磯ノ上
43	戸柱大明神		神躰 木像 祭神 猿田彦命		(神仏混淆状態)	波見津口
44	小鷹大明神		神躰 鏡			波見村鷲ヶ牟礼
45	稲荷大明神		神躰 無之候			波見村内門
46	年之神		神躰 鏡			波見村海ヶ倉門
47	白山権現		石躰			波見村城ヶ崎門
48	水神		石小倉			波見村瀧ノ口
49	山之神		神躰 鉾一本			波見村平石
50	水神		無社幣勸請			波見村中島
51	山之神		石躰			波見村柳井谷
52	山之神		神躰 鉾一本			波見村一ツ松
53	山之神		神躰 木像四体			波見村假屋
54	天神		石躰			波見村邊田
55	乙子大明神		神躰 木像			波見村邊田
56	川上五社大明神	川上神社	正躰 神秘 祭神 猿田彦命 大神	・四月七日 右両度之祭日、 明治四年辛未八月九日被仰付候	(神仏混淆状態)	後田村片野
57	山之神		神躰 金焼付像 一躰 木像六躰			後田村大平
58	山之神	大山積神社	神躰 鉾一本			後田村岩屋
59	年之神		神躰 無之候			後田村岩屋
60	南嶽千五百連諸神諸大明神		楠一本神木			後田村松平山
61	甫揚枝権現	穂與志神社	石躰 祭神 彦火々出見命			後田村甫揚枝嶽
62	山之神		石小倉			後田村川添
63	山之神		石小倉			後田村荒平
64	伽藍		石小倉			後田村荒平
65	天神		石躰			後田村大窪
66	年之神		神躰 木像			後田村殿
67	山之神		石躰			後田村殿
68	走馬権現		石小倉			後田村走馬ヶ谷
69	白石大明神		石躰			後田村ノ内鳥越
70	年之神		石躰			後田村長野
71	天神		神躰 無之候			後田村鐘
72	白石大明神		神躰 無之候			後田村鐘

番号	神社名	改称された神社名	祭神・御神体	変更があった祭日	備考	場所
73	外島大明神		神躰 木像二躰			後田村中原
74	森		楠一本神木ト申 傳町中敬拝仕来 申候			後田村中原
75	山之神		石躰			後田村瀬戸宇治
76	戸神社	天岩戸別神社	神躰 無之候 祭神 明太都命			後田村山元
77	二所権現		神躰 無之候		(神仏混淆状態)	後田村山元
78	年之神		石躰			後田村下リ山
79	荒神		石躰			後田村下リ山
80	水神		石小倉			後田村井手
81	妙現		石躰			後田村白坂
82	戸神大明神		石躰			後田村検見崎
83	水神		石小倉			後田村検見崎
84	年之神		石躰			後田村稲村
85	年之神		石躰			後田村中村
86	山之神		石躰			後田村岩崎
87	年之神		石躰			後田村岩崎
88	三所権現	熊野神社	石躰 二		(神仏混淆状態)	前田村ノ内寒水山
89	霧島六所権現		神躰 木像四躰			前田村後平園
90	荒神		榎一本神木ト申 傳町中敬拝仕来 申候			前田村大脇
91	比良岐大明神		神躰 無之候			前田村合戦田
92	年之神		神躰 無之候			前田村合戦田
93	諏訪両大明神	南方神社	正躰 神秘 建南方刀美神 八坂刀賣命 大 巳貴神事代主神	・祭日 七月廿八(六)日 右祭日両度ニ被仰付候明治四年 辛未八月九日	(神仏混淆状態)	前田村ノ内西方
94	若宮大明神		石躰二			前田村ノ内
95	西ノ宮大明神	西宮神社	正躰 神秘 祭神 事代主神 蛭子二座		(神仏混淆状態)	前田村ノ内
96	年之神		神躰 無之候			前田村上ノ原
97	水神		石小倉			前田村福留
98	水神		石小倉			前田村平田
99	水神		神躰 無之候			前田村稚木
100	天神		神躰 鏡 祭神 北野天満 宮菅原朝臣道直 公			前田村上馬庭
101	年之神					前田村行衛園
102	伽藍					前田村福元
103	六所権現	櫻迫神社	正躰 神秘	・祭日 二月初卯(十九日) 九月九日(十九日) 右祭 日両度被仰付候、明治四年辛 未八月九日 十一月初卯(十九日) 明治 六年癸酉一月十三日改定	・明治五年壬申七月 廿八日櫻迫神社ト改 称被仰渡候都城縣管 轄ノ時也 (神仏混淆状態)	宮下村之内櫻迫
104	水神		神躰 鏡			宮下村川北
105	水神		神躰 鏡			宮下村川南
106	脇宮大明神		神躰 鏡二面			富山村今市
107	今熊権現		神躰 木像			富山村前原門
108	年之神		石躰			富山村前原門
109	年之神		神躰 鏡			富山村沢水門
110	稲荷大明神		神躰 鏡			富山村崎森門

※備考欄の(神仏混淆状態)とは由来や棟札等に仏教要素が入っている状態を指す。